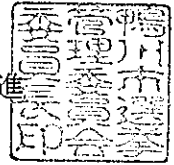




鴨川市選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表に関する事務処理要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年9月1日

鴨川市選挙管理委員会委員長 高橋 進



鴨川市選挙管理委員会告示第43号

鴨川市選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表に関する事務処理要綱の一部を改正する告示

鴨川市選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表に関する事務処理要綱（平成18年鴨川市選挙管理委員会告示第76号）の一部を次のように改正する。

第4条中「掲示場に掲示する」を削る。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。